代表質問

市川市議会では、年４回の各定例会で、会派（結成には３人以上の議員が必要）ごとに市長提出議案等その他市政全般について問う代表質問を行います。６・９・12月定例会における各会派の発言時間は、原則３日間の総会議時間を、会派数及び会派の所属人数に応じて割り振って決定します。質問は総括質問者が行う他、補足質問者を立てることができます。ここでは、各会派が指定した項目の質問・答弁を要約して掲載しました。
※９月定例会の代表質問は８月31日に通告を締め切り、９月４日から３日間の日程で行いました。
※代表質問を行った各会派の所属議員は、代表質問実施時点のものとしています。

いちかわ市民クラブ

〔総括質問者〕中町　けい　つちや正順
石崎ひでゆき

市民プール

問　市川市民プールは、昭和57年の営業開始から45年間にわたり、多くの市民に愛されてきたが、令和８年９月６日に営業終了となった。市民から営業終了を惜しむ声があがっている中、市は来年度に向け、市民プール閉鎖後の代替措置をどうするのか。また、プール利用者の受け皿として、通年利用可能な公共の屋内プールである、クリーンスパ市川が考えられるが、市内北東部から無料送迎バスを利用するには、西船橋駅のバス停まで行く必要がある。そこで、プール跡地の北東部へのバスルート新設も一案と考えるが、どのような課題が考えられるか。

答　市は、現市民プール周辺地に、（仮称）東市川ウォーターパークとして夏季限定でのプールの設置を検討しており、９年夏の開設を目指している。また、クリーンスパ市川の無料送迎バスルート新設に当たっての課題として、指定管理者がルートを設定しているため、採算性等を考慮した上で判断すること、現状のバスルートが１周回に約１時間かかっているところ、北東部ルートを新設した場合、交通渋滞の影響等から、１周回に約２時間かかること、更に、クリーンスパ市川には温浴施設もあるため、民業圧迫とならないよう、公衆浴場組合と話し合った上でルートを決める必要がある　ることなどが考えられる。


生成ＡＩで作成した代替プールのイメージ図

自由民主の会

中山　幸紀
〔補足質問者〕細田　伸一
〔総括質問者〕加藤　圭一
青山ひろかず

平和啓発事業

問　市は、平和の尊さについて学ぶ機会を提供するため、市立中学校及び義務教育学校の生徒を広島へ派遣する「平和学習青少年派遣事業」を実施している。かねてより、定例会において、修学旅行の行き先を広島等にすることも提案してきたが、現在の状況はどのようになっているのか。また、現在の国際情勢を踏まえて、時代に即した平和啓発事業を実施する必要があると考えるが、市の見解を問う。

答　広島への修学旅行については、令和８年度は中学校１校が実施した。なお、９年度は別の１校が広島方面へ行くことを計画している。平和啓発事業の実施に当たっては、戦争や被爆の実相を次世代に伝えていくことを基本としつつ、近年、世界各地で起きている紛争について伝える機会も設けるなど、時代に即した在り方を調査研究していく。

市営住宅

問　駅から近い市営住宅においては、入居希望が集中し、希望通りの入居が難しい状況である。入居の決定については公平性が担保されるべきと考えるが、市営住宅の申し込みの際に、市議会議員等の公職者が立ち会うなどの事例はあるのか。また、居住者には外国人も含まれていると思うが、全体数に占める割合や、家賃の滞納状況について問う。

答　議員が、申込者と窓口に来るなどの事例はあるが、市営住宅への入居については、公営住宅法等に定める客観的な基準に基づき、入居要件を満たしているかを判定した上で決定しており、議員の紹介により入居を決定するようなことはない。また、外国人入居世帯は全体の約１７００世帯のうち、全体で１０２名いたが、そのうち外国人は７名である。約４・７％の約80世帯であり、令和７年度の滞納者は、


市営住宅　相之川団地

新しい流れ

松永　鉄兵
〔補足質問者〕沢田あきひと
〔総括質問者〕門田　直人
石原よしのり
にしむた勲

建物取り壊しと固定資産税

問　市内の既存建築物について、固定資産税は毎年１月１日現在の状況で課税されることになっており、課税漏れがあった場合、法律上は５年間しかさかのぼって課税することができないこととされている。建物が取り壊された場合、固定資産税の課税について、市はどのように対応するのか。

答　建物が取り壊された場合における固定資産税に関する対応としては、当該建物が登記物件で、滅失の登記がなされた場合、その情報は法務局から市に通知され、当該通知を受けて、市は課税の見直しを行う。また、登記建物について、その一部のみを取り壊した場合などで、取り壊しに係る登記がなされなかった場合、あるいは未登記の物件であった場合については、職員が現地調査などを行うことで、課税の見直しを行う。

特別支援学校

問　市は、特別支援学校の教室不足への対応や教育環境の改善のため、学校法人和洋学園から国分校舎の建物と敷地を買い取り、令和11年４月から特別支援学校としての供用開始を予定しているとのことである。本件に関する今後のスケジュールについて問う。また、地域住民に対する説明はどのように行っていくのか。

答　本件については、８年９月定例会に提出している補正予算案の議決を受けて、国分校舎の土地及び建物を購入する上で必要となる測量と不動産鑑定評価を９年３月までに行う予定である。その後、得られた鑑定額を基準とし、和洋学園と土地及び建物の購入価格を協議した上で、財産購入に係る議案及び関連する予算案について、９年６月定例会で審議してもらうことを想定している。これらの議案が議決された場合、９年７月に売買契約を締結した後、特別支援学校として使用するために必要な建物の改修工事を９年度から10年度にかけて行い、11年４月から特別支援学校として供用を開始する予定である。また、本件に関する地域への説明については、８年７月に校舎周辺の自治会に対して事業の概要やスケジュール等の説明を行ったところであり、対象を広げた地域住民への説明については、事業の進捗に合わせ、必要に応じて説明会の実施等を検討していく考えである。


須和田の丘支援学校